岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和８年１１月１７日（火）　岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
砂防課	管理調整監	木村	内線 4651 直通 058-272-8621 FAX 058-278-2755

「土砂災害のおそれのある箇所（基礎調査候補箇所）」を事前公表します

県ではこれまで、土砂災害防止対策として、土砂災害防止法に基づき、高精度地形図から机上抽出した土砂災害のおそれのある箇所（基礎調査候補箇所）を対象に、現地調査（基礎調査）を実施し、その結果を公表した上で、土砂災害警戒区域等（イエローゾーン、レッドゾーン）の指定を行ってきました。

一方、県内には基礎調査候補箇所が多数あり、現地調査完了までに相当の期間を要することから、住民への早期の注意喚起を図るため、国の提言に基づき、現地調査を実施する前に土砂災害のおそれのある箇所を下記のとおり公表します。

記

１　公表内容

土砂災害防止法に基づく基礎調査の候補箇所として机上抽出した 6,341 箇所を、「土砂災害のおそれのある箇所（基礎調査候補箇所）」として公表します。

２　公表日時

令和８年１１月１７日（火）１１：００

３　公表方法

以下のサイトで公表します。

ぎふ山と川の危険箇所マップ　https://kikenmap.gifugis.jp/

ぎふ土砂災害防止法ポータル https://portal.gifugis.jp/sabo/

４　公表箇所の今後の取り扱いについて

公表箇所については、順次現地調査等による基礎調査を実施し、その結果に基づいて区域の範囲を明確にした上で、土砂災害警戒区域等を指定します。

ただし、現地調査の結果、地形要件等により土砂災害警戒区域等の指定を行わない場合や、公表した範囲から区域が変更となる場合があります。

また、公表箇所は土砂災害警戒区域等ではないため、土地利用や建築等に係る法的な制限はありません。

５　参考

土砂災害防止対策推進検討会における提言（提言書Ｐ３、４に記載）

https://www.mlit.go.jp/river/sabo/committee_dosyasaigaitaisaku.html